

国営造成土地改良施設整備事業 当別太美地区

事業の概要

本地区は、湛水被害の解消を目的として国営内水排除太美土地改良事業（昭和43年～44年度）により整備された地域（水田869ha、畠246ha）である。本事業は、事業施行後、30年以上が経過し、老朽化による施設機能の低下や維持管理費の増嵩が見られる排水機場1ヵ所（計画排水量5.67m³/s）を改修する。

事業の目的・必要性

本地区的排水機は、国営太美土地改良事業（昭和43年～昭和44年）により整備されたが、ポンプ、原動機、その他機器類の老朽化に伴い、適正な排水管理に支障をきたすとともに、維持管理費も年々増加傾向にある。

このため、本事業は、排水機の改修を行うことにより施設機能の維持及び維持管理の軽減を図り、農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）・施設更新による現況施設の機能の維持	140百万円
・維持管理費の節減	2百万円
計	142百万円

（便益対便益比の算定）

区分	算定式	数値	備考
総事業費	①	2,000百万円	
効用	②	142百万円	
廃用損失額	③	- 百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	22年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)	⑤	0.0710	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥=②/⑤-③	2,002百万円	
費用便益費	⑦=⑥/①	1.00	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、老朽化が進行している太美排水機の改修を行うことにより、湛水被害の解消及び年間約2百万円相当の維持管理費の節減を図ることが可能となる。

日程・手続

平成16年度中に、土地改良事業計画の概要公告等の土地改良法に基づく手続が開始される予定である。

事業に対する決議

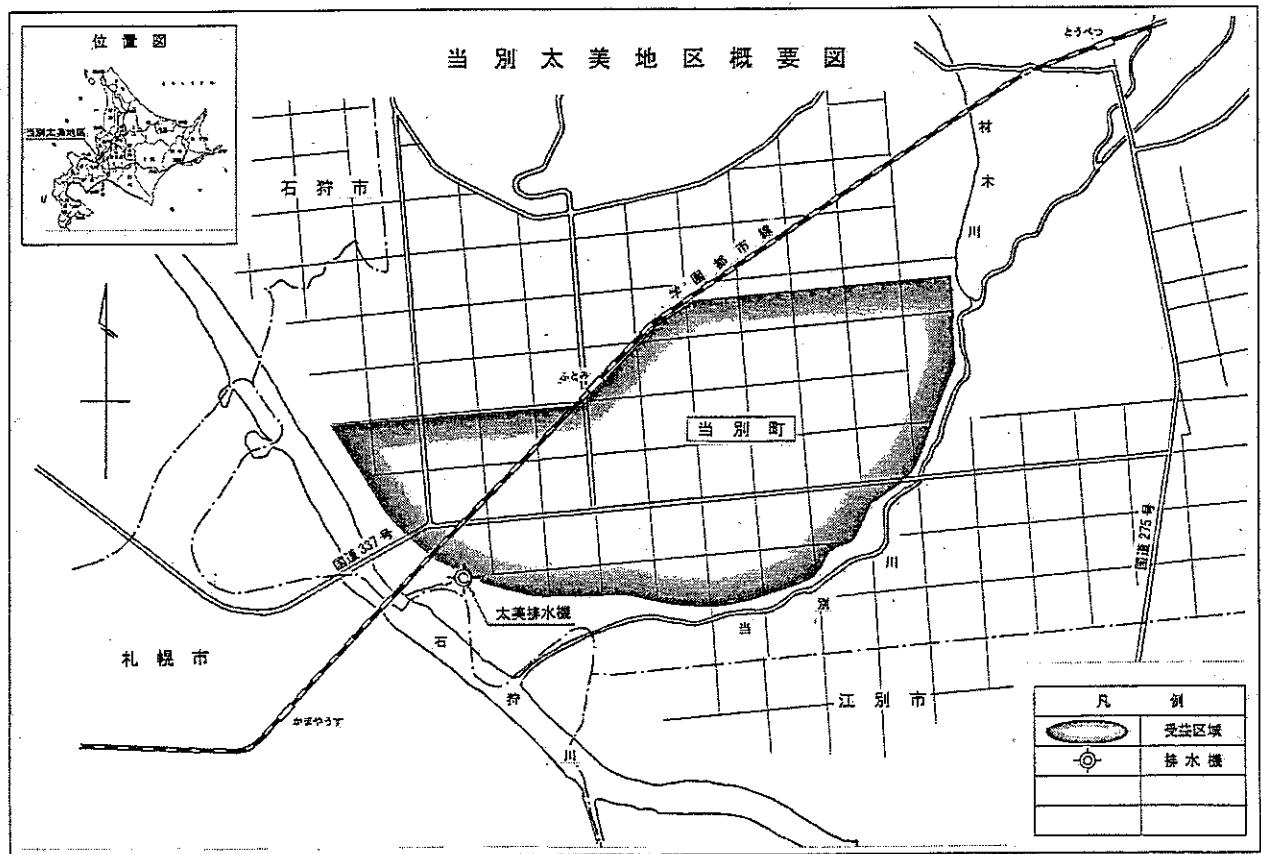
平成16年5月、関係町及び土地改良区で組織する「当別太美地区国営造成土地改良施設整備事業促進期成会」において、平成17年度新規着工を要望することを決議。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	1,115 ha
2. 受益者数	170 戸
3. 主要工事計画	排水機 (改修) 1 カ所
4. 国営総事業費	2,000 百万円



平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

(局名：北海道開発局) (地区名：当別太美)

1. 必須項目

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業の効率性が十分見込まれること（効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	<input type="checkbox"/>
4. 農家負担の可能性が十分であること（公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度をこえることとはならないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 環境との調和に配慮していること	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	<input type="checkbox"/>
6. 事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を越えないこと。	<input type="checkbox"/>

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

(局名：北海道開発局) (地区名：当別太美)

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	<p>①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。</p> <p>②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。</p> <p>③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。</p> <p>④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。</p>	<input type="radio"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="radio"/>
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	<p>①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。</p> <p>②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。</p> <p>③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。</p> <p>④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。</p> <p>⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。</p> <p>⑥地元の事業推進体制が整備されている。</p> <p>⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。</p> <p>⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。</p> <p>⑨関連する他事業との調整が図られている。</p> <p>⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。</p>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> <input type="radio"/>

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の()には主として考えられる観点を記述している。